

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸の食品添加物の指定及びこれらを含む製剤に係る規格基準の設定等に係る経緯について

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸の食品添加物の指定及びこれらを含む製剤に係る規格基準の設定等については、過酢酸製剤の対象食品を食肉、果実及び野菜とし、その使用量を過酢酸として浸漬液又は噴霧液 1kg につき 80~220ppm にする等として、事業者から指定等の要請があった。

当該要請については、平成 27 年 6 月 19 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下、「本部会」とする。）及び同年 9 月 29 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で審議を行ったところ、当該指定等が了承された。

了承されたことを受けて、パブリックコメント等所要の手続きを進めていたところ、平成 27 年 12 月 1 日付けで当初の要請者とは異なる要請者から、食肉に対する使用量を過酢酸として浸漬液又は噴霧液 1kg につき 1,800~2,000ppm にする等の指定等の要請があった（当初の要請者及び新たな要請者からの使用基準案については別添を参照。なお、別添の使用基準以外の使用基準、製造基準及び成分規格に変更はない）。

今般、新たな使用基準案に基づく食品健康影響評価が平成 27 年 12 月 22 日付けで厚生労働省宛て通知されたことから、本部会において改めてご審議いただくものである。

(別添)

	今回ご審議いただく使用基準案	当初の使用基準案
使用基準(案)	<p>過酢酸製剤は、食肉、果実及び野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。</p> <p>過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、<u>食鳥肉にあつては、浸漬液又は噴霧液 1kg につき 2.0g 以下、食肉（食鳥肉を除く。）にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 1.80 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.080 g 以下、</u></p> <p>1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸として、<u>食鳥肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1kg につき 0.136g 以下、食肉（食鳥肉を除く。）にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.024 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.0048 g 以下でなければならない。</u></p> <p>(注1) 野菜及び果実には、生鮮野菜及び果実が含まれるものであり、また、これらを単に脱皮、細切等簡単な加工を行ったもの並びに冷凍したものを含む。</p> <p>(注2) 食肉は牛、豚及び鶏の肉及び内臓をいうものであり、また、これらの肉には、枝肉、カット肉、スライス肉、ひき肉を含む。</p>	<p>過酢酸製剤は、食肉、果実及び野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。</p> <p>過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、<u>食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.220 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.080 g 以下、</u></p> <p>1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸として、<u>食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.013 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.0048 g 以下でなければならない。</u></p> <p>(注1) 野菜及び果実には、生鮮野菜及び果実が含まれるものであり、また、これらを単に脱皮、細切等簡単な加工を行ったもの並びに冷凍したものを含む。</p> <p>(注2) 食肉は牛、豚及び鶏の肉及び内臓をいうものであり、また、これらの肉には、枝肉、カット肉、スライス肉、ひき肉を含む。</p>